

豪州における冬季誘客メディア活用情報発信業務 業務委託仕様書

1. 業務名

豪州における冬季誘客メディア活用情報発信業務委託

2. 目的

本業務は、本県へのインバウンド誘客において高い潜在力を持つ豪州市場に対し、FAMトリップを実施することにより、本県が誇る高品質なパウダースノー、温泉、伝統文化等の観光資源を集中的にPRし、冬季の豪州人スノー観光客の来訪および県内宿泊者数の増加、滞在日数の延伸を図ることを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

4. 業務内容

受託者は、本県の観光ターゲット層の特性（可処分所得、旅行リードタイム、移動手段の選好等）を十分に分析した上で、以下の業務を遂行すること。なお、招請に係る交通費、宿泊費、秋田県での飲食や体験に伴う費用は県が別事業の範囲で手配・支払を行う。

(1) 豪州現地関係者（旅行会社・メディア等）の選定および招請計画の策定

豪州現地関係者の招請人数は合計3名以上とすること。その内訳は、以下に定める「ア 旅行会社」および「イ メディア等」をそれぞれ少なくとも1名以上含むものとし、事業効果を最大化・最適化するための具体的な構成とその理由について提案書にて明記・説明すること。なお、最終的な被招請者・招請人数については、県と協議のうえ、決定すること。

ア 旅行会社の選定・交渉

豪州市場において日本へのスノー観光客送客実績が豊富である旅行会社から選定し、招請交渉を行うこと。

イ メディア等の選定・交渉

豪州のウィンタースポーツ愛好者、上質な地方旅への関心層、および現地旅行会社等に対して高い知名度と信頼性を有する、豪州現地のスノー専門またはアウトドア系メディア（紙媒体、WEBサイト、会員向けニュースレター、公式SNS等のマルチチャンネルを発信基盤として保有する媒体・組織）の記者、編集者、またはプロカメラマン等を選定し、招請交渉を行うこと。

(2) 招請（FAMツアー）の実施および受入マネジメント

ア 行程の執行とアテンド

- 選定された関係者を本県に招請し、4泊5日を基本とするFAMトリップを実施すること。なお、参加者が本行程の前後に、本県以外の地域を各自の負担において周遊することを妨げないものとする。その際、本県への往路および本県からの帰路に要する交通費は県の負担とするが、その他の周遊に係る一切の費用は参加者個人の負担とする。

- 全行程（本県内での行程）において、英語ネイティブまたは流暢な英語対応が可能なスタッフが同行し、案内および通訳を行うこと。
- 受託者は、FAMトリップ期間中の招請者の安全管理に万全を期すとともに、万が一の事故、急病、天候不良等の緊急事態に備え、緊急連絡体制を事前に構築すること。

イ 視察・体験コンテンツの構成

本県が誇る高品質なパウダースノー、温泉、伝統文化等の情報発信のため、以下の要素を組み合わせた独自のストーリー性ある行程を執行すること。

- スノーリゾートでの滑走体験、樹氷鑑賞、非圧雪エリアの視察。
- アフタースキーコンテンツの体験・観光。
- 冬道の安全確保を前提とし、関東圏や東北他県からの周遊も想定した交通手段の利用。

(3) 情報発信およびコンテンツ（二次利用資産）の獲得

ア 情報発信と拡散

- 招請したメディアに対し、招請後のアウトプット（発信コンテンツ数、想定されるリーチやエンゲージメント数等）の目標値（想定KPI）を設定し、その実現に向けた具体的な拡散施策について提案・実行すること。なお、これらの目標値（想定KPI）および事後の効果測定数値として開示・報告が可能な範囲については、あらかじめ企画提案書において明記すること。
- 当該コンテンツの掲載や発信のため、掲載費や広告運用費等の諸費用が必要な場合は、本委託事業費に含めること。
- 招請した旅行会社が自社で運営・保有するWEBサイト、SNS、ニュースレター等の媒体がある場合は、当該媒体を活用した情報発信についても可能な限り提案・実行すること。旅行会社が保有する媒体への掲載に伴う諸費用が必要な場合は、本委託事業費に含めること。

イ デジタル資産（写真・動画素材）の納品および二次利用権の確保

- FAMトリップ中に撮影を行った場合、受託者はこれらの素材をデータにて納品すること。（ファイル形式等は県と別途協議のうえ決定する）。
- これらの素材は、県および関係団体が今後実施するWebサイト、SNS、広告運用等において、無償かつ無期限で二次利用できるよう、撮影者（カメラマン・メディア等）に対して可能な限り働きかけを行い、必要な権利処理（著作権の利用許諾等）の確保に努めること。ただし、媒体の規約等により対応が困難な場合は、両者協議の上、定めるものとする。

5. 契約に関する条件等

(1) 報告書の提出

ア 本業務については、契約期間満了時には実績報告書（行程実績、参加者アンケート・フィードバック等を含む）を提出すること。

イ 上記報告のほか、必要な場合は適宜書面にて状況を報告すること。

(2) 再委託等について

ア 受託者は本業務のすべてを第三者に再委託し、又は、請け負わせてはいけない。

- イ 受託者は本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、実施体制等を事前に書面にて提出して委託者の承認を得るものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

- ア 委託者は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。
- イ 受託者は前記要求があったときは、当該要求に係る対応を決定し、10日以内に委託者に書面で提出しなければならない。

(4) その他

- ア 受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後も同様とする。
- イ 受託者は本業務（再委託をした場合を含む）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- ウ この仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、決定する。